

平成22年7月30日

自家用自動車を対象としたエコカー補助金の 交付申請受付終了方法について

自家用自動車を対象とした環境対応車への買い換え・購入に対する補助制度（エコカー補助金：環境対応車普及促進事業補助金）は、本年9月30日までに新車登録がなされたもの（廃車を伴う場合は、9月30日までに引取業者への引渡しも行ったもの）について、10月29日までに申請して頂くこととしています。

ただし、今後の補助金対象車両の販売状況等によっては、10月29日の申請期限を待たずして、補助金交付申請が予算額（約5,837億円）を超える可能性があります（7月28日現在の申請受付金額は4,721億円）。申請期間内であっても、予算額を超過することが明らかになった場合は申請受付を終了しますので、ご注意ください。

つきましては、交付申請の受付終了方法についてお知らせします。

注）補助金申請が可能となるのは、売買契約の段階ではなく、新車登録以降です（廃車を伴う場合は、引取業者への引渡しについても完了させた後）。注文された車両の生産の状況によっては、売買契約から申請受理までには時間を要することがあります。補助金残額の確認にあたっては、この点にご注意ください。

<交付申請の受付終了方法>

1. 補助金交付申請受理日が早いものを優先して交付対象とします。

○売買契約の順や、新車登録の順ではありません。あくまで申請書が受理された日の順になります。同一日の中では優先順位はありません。

○補助金交付申請受理日とは、以下の申請窓口で申請書（原本。コピーやFAXは不可）を受理した日です。

（申請窓口）

- ・ 社団法人日本自動車販売協会連合会（自販連）
- ・ 社団法人全国軽自動車協会連合会（全軽自協）
- ・ 次世代自動車振興センター（NEV）（※郵送のみ。投函日ではなく到達日）
- ・ 日本自動車輸入組合（JAIA）（※郵送のみ。投函日ではなく到達日）

○申請書を提出した場合であっても、書類に不備があった場合や必要な書類が揃っていない場合は、受理とは見なされません。

2. 申請期間内であっても、補助金交付申請額が予算額を超過することが明らかになり次第、申請受付を終了します。その際には、申請受付を終了した旨を速やかに公表します。

3. 申請額が予算額を超過した場合、その日に受理された申請は、公平を期すために、全て不交付とさせていただきます。

○補助金交付申請書が受理された場合でも、補助金が交付されないことがありますので、ご了承ください。

4. 補助金の申請進捗状況は、一般社団法人次世代自動車振興センター（NEV）のホームページにおいて最新の進捗状況を公表しております。

ONEV のホームページの URL

http://www.cev-pc.or.jp/NGVPC/subsidy/eco_car.html

(参考) エコカー（環境対応車）への買い換え・購入に対する補助制度について

http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/automobile/kaikae.html

（本発表資料のお問い合わせ先）

製造産業局自動車課長 田中茂明

担当者：畑田、吉田、加藤

電話：03-3501-1511（内線 3831～6）

03-3501-1690（直通）